十五、三菱信販株式会社に対する件

昭和四十五年（排）第三十四号

排除命令

東京都渋谷区桜ケ丘町十五番八号
三菱信販株式会社
右代表者　代表取締役　野田祐弘

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき次のとおり命令する。

主文

一　三菱信販株式会社は、昭和四十五年七月二十五日から二十八日までを売出日とする住宅用地の取引に関する新聞折り込みのビラの配布を受けた一般消費者の誤認を排除するために、すみやかに次の各事項について広告しなければならない。ただし、この広告については、あらかじめ当委員会の承認を受けなければならない。

(一)　同社が取引しようとした住宅用地は、千葉県東葛飾郡関宿町木間ケ瀬字下羽貫千九百十五番地の一に所在する住宅用地であり、当該住宅用地は東武鉄道日光線新田駅から八百メートルの地点には所在しないこと。

(二)　当該住宅用地から東武鉄道日光線新田駅までの距離ならびに当該住宅用地の最寄駅名、同駅までの距離および徒歩による所要時間。

(三) 当該住宅用地の価格は、三・三平方メートル当り二万五千円から四万五千円までであって、二万五千円未満の住宅用地は所在しないこと。

(四) 当該住宅用地は、小学校までは、徒歩約三十一分、中学校までは、徒歩約二十五分を要する地点に所在し、徒歩五分以内の地点には所在しないこと。

(五) 当該住宅用地には、水道および排水設備は完備していないこと。

(六) 前記ビラに掲載した写真および区画図は、当該住宅用地のものではないこと。

二 同社は、今後、住宅用地の取引に関し、新聞、ビラ、ポスターその他これらに類似する物による広告をするときは、本件事実と同様の記載または写真および区画を掲載することにより、当該住宅用地の内容について、実際のものよりも著しく優良であり、また、その価格について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される広告をしてはならない。

三 同社は、今後一年間、住宅用地の取引に関し、新聞、ビラ、ポスターその他これらに類似する物による広告をしたときは、ただちに、当該広告物を当委員会に提出しなければならない。

四 同社は、第一項に基づいてした広告について、遅滞なく文書をもって、当委員会に報告しなければならない。

事　実

一 三菱信販株式会社（以下「三菱信販」という。）は、肩書地に事務所を置き、宅地建物取引業法に基づき、東京都知事の免許を受けて、宅地建物取引業を営む事業者である。

二 三菱信販は、昭和四十五年七月二十五日から二十八日までを売出日とする住宅用地の取引について、同月二十五日から二十六日までの間にビラ（別添写）約八十万枚を新聞販売店を通じて、朝日新聞、毎日新聞および読売新聞に折り込み、東京都足立区、葛

飾区、墨田区、江東区、江戸川区、豊島区、新宿区、大田区、品川区、中野区および世田ケ谷区の各地域における前記新聞の購読者である一般消費者に配布した。

このビラにおいて、三菱信販は、「三菱信販団地新田」、「駅から八〇〇メートル」、「東武線・地下鉄日比谷線相互乗り入れ」、「案内所東武線新田駅前」、「所在地東葛飾郡関宿町木間ケ瀬字下羽貫一九五一―一」等と記載し、あたかも当該住宅用地は、東武鉄道日光線新田駅から八〇〇メートルの地点に所在しているかのように表示している。

また、その価格について、「三・三平方メートル（坪）二〇、〇〇〇～三〇、〇〇〇円、特選地三八、〇〇〇円」と記載している。さらに、「駅に近い!!……お買物、学校は歩いてすぐ」、「小、中学校、商店街歩いて五分以内」、「電気、公営水道、排水完備の完全造成」等と記載し、住宅用地の写真、新田駅の交通図および区画図を掲載している。

三　しかるに、前記ビラにおいて三菱信販が取引しようとした住宅用地は、千葉県東葛飾郡関宿町木間ケ瀬字下羽貫千九百十五番地の一に所在する住宅用地である。

しかして、当該住宅地は、案内所のおかれている前記新田駅から約二十七キロメートル、最寄駅である東武鉄道野田線川間駅からさえも約七キロメートル（徒歩約一時間二十五分）を要する地点に所在し、新田駅から八百メートルの地点には所在しない。

また、当該住宅用地の価格は三・三平方メートル当り二万五千円から四万五千円であり、二万五千円未満の住宅用地は所在しない。さらに、当該住宅用地から小学校まで徒歩約三十一分（約二・五キロメートル）、中学校までは徒歩約二十五分（約二キロメートル）を要し、「小、中学校……歩いて五分以内」ではなく、さらに、当該住宅用地は、水道および排水の設備は完備しておらず、「…公営水道、排水完備の完全造成」ではない。

また、前記ビラに掲載した写真および区画図は、当該住宅用地のものではない。

法令の適用

前記事実によれば、三菱信販は、当該住宅用地の内容について、実際のものよりも著しく優良であり、かつ、その価格について実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしているものであって、かかる行為は、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められ、不当景品類及び不当表示防止法第四条第一号および第二号の規定に違反するものである。

よって主文のとおり命令する。

昭和四十五年十月五日

公正取引委員会

委員長　谷村　裕

委員　有賀美智子

委員　高橋勝好

委員　柿沼幸一郎

委員　橋本徳男

別添写


三菱信販団地 新田
好評 〃
受付中
信用と実績の三菱信販株式会社 大規模造成によるコストタウンで破格分譲
駅から8000メートル
駅に近く 緑豊かな 公共施設が
お買物、学校にも歩いてすぐ、便利です
どなたにも買える〃
20,000円～30,000円
特選地 38,000円
全区画16米、12米、7米公道面
東武線下赤羽北谷線幅広乗入れ
地目 山林、畑ベイ宅地区
残金は5年払いの融資付
25 26 27 28
東武線 新田駅
三菱信販株式会社
お問合せは 462 5644 代
土、日曜日はお休現地に出張しております

三菱信販が大規模造成で破格分譲！　東武線・地下鉄日比谷線相互乗入れ

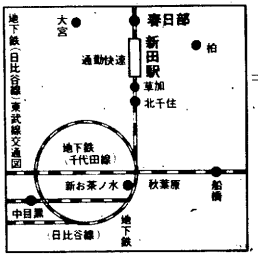
40万円で(頭金½) 30坪 即登記 マイホーム用地を確保!!

三菱信販団地 新田 好評!! 受付中

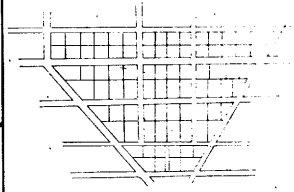
3.3㎡（坪）20,000円 ～30,000円 特選地38,000円 駅へ800メートル

土地は借金しても買え！

あすでは遅すぎる、借金してでも土地は確保すべきでしょう。給料が上ったら、なんて考えていたのでは間に合わないと都市問題の権威、千葉大教授清水馨八郎氏が指適する。（週刊ポスト参照）



〈区画図〉今期売出し３万坪



安い!!　近い!!

何度か分譲地をご覧になって決めかねている方、是非当分譲地を見て下さいきっとご満足頂けます

小、中学校、商店街へ5分
（商店用地も分譲中）

売出日 7月25土26日27月28入 案内所 新田駅前

三菱信販株式会社

◎晴雨にかゝわらず無料ご案内。東京から進行方向右側下車です。お気軽にどうぞ

◎ご希望多数の区画は抽選の上お買上げ頂きます